

令和2年度包括外部監査結果に係る措置状況報告書
【公有財産及び物品に係る財務事務の執行及び管理の状況について】

(令和3年9月)

東大阪市

1. 監査の種類

包括外部監査

2. 令和2年度の監査テーマ

「公有財産及び物品に係る財務事務の執行及び管理の状況について」

3. 監査結果に基づく措置状況一覧（令和3年6月末日時点）

1ページから6ページのとおり

4. 措置状況の内容（令和3年6月末日時点）

7ページから34ページのとおり

5. 措置状況の語句説明

措置済み … 結果及び意見に対し、措置が完了しているもの

措置中 … 結果及び意見に対し、具体的な措置を実施中だが、完了に至っていないもの

措置予定 … 結果及び意見に対し、措置を行う予定だが、具体的な措置は開始されていないもの

検討中 … 結果及び意見に対し、措置を行うかどうかを考慮中であるもの

不措置 … 結果及び意見の対象が消滅したために措置を講じる必要がなくなったもののほか、措置を行わないことを決定したもの

※ 本報告書における措置状況の取りまとめは、市長公室内部統制推進室で行っています。

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況一覧(令和3年6月末日現在)

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和3年6月末日)
1		○	管理責任が不定あるいは不明瞭な状況にある公有財産について	資産経営課	措置予定
2		○	有効活用すべき公有財産について	資産経営課	措置中
3		○	管理状況が不適切あるいは現況の把握が不十分な公有財産について	資産経営課	措置予定
4		○	固定資産台帳の登録漏れについて	資産経営課	措置予定
5		○	公有財産の定期的な現況調査の必要性について	資産経営課	措置予定
6		○	資産・施設カルテの整備の必要性の検討について	資産経営課	措置中
7		○	有効活用すべき公有財産の状況の共有について①	資産経営課 行財政改革課	措置予定
8		○	有効活用すべき公有財産の状況の共有について②	資産経営課	措置予定
9		○	行政財産か普通財産かどうかの判断基準の明確化について①	資産経営課	措置予定
10		○	行政財産か普通財産かどうかの判断基準の明確化について②	資産経営課	不措置
11		○	行財政改革プランにおける効果額の目標設定について	行財政改革課	措置予定
12		○	公有財産の未利用・低利用の定義付の必要性について	資産経営課 行財政改革課	検討中
13		○	道路の行政財産への見直しについての再検討について 【・元引揚者住宅道路・松原一丁目道路敷・近江堂用地・小阪本町一丁目市有地(現況道路)・旧布施公益質屋(道路)・西堤本通西用地・障害者入所施設建設事業用地(道路)】	道路管理課 資産経営課 障害施策推進課	措置中
14		○	不法占拠等を生じさせないための未然の防護策について	資産経営課	措置予定
15		○	公有財産の管理全般に関する規則や統一的な管理マニュアル等の策定の必要性について	資産経営課	措置予定
16		○	固定資産台帳(公有財産台帳)の厳格なメンテナンスとそのための仕組みの整備について	資産経営課	措置予定
17		○	公有財産の管理の総括を行う資産経営課の人員のさらなる充実の必要性について	資産経営課	不措置
18	○		工事請負契約書に基づく通知様式の設定の必要性について①【工作物(荒本運動広場塀)】	契約課 検査課	措置済み

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況一覧(令和3年6月末日現在)

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和3年6月末日)
19		○	工事請負契約書に基づく通知様式の設定の必要性について②【工作物(荒本運動広場塀)】	契約課 検査課	措置済み
20	○		リースによって取得した資産の処理誤りについて①【障害福祉システム機器】	資産経営課	措置中
21	○		リースによって取得した資産の処理誤りについて②【障害福祉システム機器】	資産経営課	措置済み
22	○		財産の借り受けに伴う契約書の不存在について【御厨北公園・横小路公園】	公園課	措置中
23	○		リース資産と自己資産の登録誤りについて【市立布施小学校プレハブ教室等】	資産経営課	措置済み
24		○	借り受けた財産に係る固定資産台帳の整備について①	資産経営課	措置予定
25		○	借り受けた財産に係る固定資産台帳の整備について②	資産経営課	措置予定
26		○	借受期間が長期にわたる有償契約の経済性の比較検証について 【石切小学校用地・長瀬駅東・横沼公園】	施設整備室 自転車対策課 公園課	措置中
27		○	建物の維持管理の必要性について 【旧春宮保育所(防災関連倉庫)】	政策調整室	措置済み
28		○	今後の利活用の方向性の検討について 【旧春宮保育所(防災関連倉庫)】	政策調整室	措置予定
29		○	所有・権利関係も含めた現況の把握について① 【池島自治会倉庫(旧池島分団)】	資産経営課	措置予定
30	○		所有・権利関係も含めた現況の把握について② 【池島自治会倉庫(旧池島分団)】	資産経営課	措置予定
31		○	所有・権利関係も含めた現況の把握について③ 【池島自治会倉庫(旧池島分団)】	資産経営課	措置予定
32		○	今後の利活用の方針について 【池島自治会倉庫(旧池島分団)】	資産経営課	措置予定
33	○		今後の利活用の方針について 【中部区画整理事業用地(空地87号地)】	資産経営課	措置中
34		○	今後の利活用の方針について 【加納二丁目市有地】	資産経営課	措置中
35		○	安全管理の徹底について 【中部区画整理事業用地(空地27号地)】	資産経営課	措置予定

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況一覧(令和3年6月末日現在)

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和3年6月末日)
36		○	売却可能性の検討について 【中部区画整理事業用地(空地27号地)】	資産経営課	措置中
37		○	今後の公有財産の利活用について 【中地区消防署建設用地】	資産経営課	措置予定
38		○	現況確認が不十分であったことについて 【中部区画整理事業用地(空地173号地)】	資産経営課	措置予定
39	○		不動産の権利関係等の事実の把握について 【中部区画整理事業用地(空地173号地)】	資産経営課	措置中
40	○		固定資産台帳(公有財産台帳)の登録について 【中部区画整理事業用地(空地173号地)】	資産経営課	措置済み
41		○	今後の利活用の方針について 【中部区画整理事業用地(空地107号地)】	資産経営課	措置中
42		○	今後の利活用の方針について 【中部区画整理事業用地(空地106号地)】	資産経営課	措置中
43		○	現況確認が不十分であったことについて 【英田倉庫(空地169号地残地)】	資産経営課	措置予定
44	○		固定資産台帳(公有財産台帳)への登録漏れについて 【英田倉庫(空地169号地残地)】	資産経営課	措置予定
45		○	倉庫として利用する必要性について① 【英田倉庫(空地169号地残地)・中小阪倉庫】	資産経営課	措置予定
46		○	倉庫として利用する必要性について② 【英田倉庫(空地169号地残地)】	資産経営課	措置予定
47		○	利活用の方向性について 【吉原地区雑種地】	資産経営課	措置済み
48		○	廃車とした公用車の売却について	管理課	措置済み
49		○	現況確認が不十分であったことについて 【公共事業用地代替地(道路)】	資産経営課	措置予定
50	○		現状の権利関係の追認について 【公共事業用地代替地(道路)】	資産経営課	措置予定
51		○	今後の利活用の方向性の検討について 【公共事業用地代替地(道路)】	資産経営課	措置中
52		○	今後の利活用の方向性の検討について 【元長瀬106号線】	資産経営課	措置中
53		○	今後の利活用の方向性の検討について 【衣摺廃道敷】	資産経営課	措置中

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況一覧(令和3年6月末日現在)

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和3年6月末日)
54		○	今後の活用に向けた検討について 【旧小若江住宅(空地)】	資産経営課	措置中
55		○	不法投棄対策について 【旧小若江住宅(空地)】	資産経営課	措置中
56	○		現在の不適切な状況の是正について 【中小阪倉庫】	管理課	検討中
57		○	今後の利活用の方針の見直しについて 【中小阪倉庫】	管理課	措置予定
58		○	今後の利活用の方向性の検討について 【旧上小阪住宅】	資産経営課	措置中
59		○	安全性の保持及び不法占拠・不法投棄等の未然防止について 【荒本経済駐車場】	産業総務課	措置済み
60		○	行政財産の管理替えについて 【旧荒本会館】	人権同和調整課	措置済み
61		○	固定資産台帳(公有財産台帳)上の登録方法や所管する範囲の現状把握について 【旧荒本会館】	資産経営課	措置予定
62		○	建物管理の必要性について 【旧荒本会館】	人権同和調整課	措置済み
63		○	占有車両等の解消について① 【旧荒本会館】	人権同和調整課	措置済み
64		○	占有車両等の解消について② 【旧荒本会館】	人権同和調整課	措置中
65	○		本件土地の現況の是正について 【荒本住宅地区改良事業代替用地】	障害施策推進課	措置中
66		○	今後の公有財産の利活用の方針について 【障害者入所施設建設事業用地(道路)】	障害施策推進課	措置予定
67		○	東工場跡地の有効利用の検討について 【東工場跡】	環境企画課	検討中
68	○		固定資産台帳(公有財産台帳)への登録漏れについて 【東工場跡】	資産経営課	措置済み
69		○	当該土地の位置づけの明確化について 【空地33号地】	美化推進課	措置済み
70		○	行財財産への管理替えについて 【空地33号地】	美化推進課	措置済み

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況一覧(令和3年6月末日現在)

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和3年6月末日)
71		○	不法占拠の解消について 【宝町市有地】	資産経営課	措置予定
72		○	自動更新条項の付与について 【石切駅前店舗】	資産経営課	措置中
73	○		固定資産台帳(公有財産台帳)の修正について 【旧大阪ホールセール】	資産経営課	措置済み
74		○	土地の区画の整理について① 【荒本老人センター(旧荒本会館)】	高齢介護課 人権同和調整課	措置済み
75		○	土地の区画の整理について② 【荒本老人センター(旧荒本会館)】	高齢介護課	措置中
76	○		固定資産台帳(公有財産台帳)の修正について 【旧青少年女性センター】	資産経営課	措置済み
77		○	市有地の管理状況の是正について 【(旧)大蓮東小学校敷地】	保育課	措置予定
78		○	普通財産への管理替えや利活用の方針の検討について 【加納地内診療所用地】	地域健康企画課	検討中
79	○		固定資産台帳(公有財産台帳)への登録漏れについて 【加納地内診療所用地】	資産経営課	不措置
80		○	フェンスの修繕の必要性について 【加納地内診療所用地】	地域健康企画課	措置済み
81		○	普通財産への管理替えや利活用の方針の検討について 【残地長瀬北16号線代替地・残地長瀬北16号線】	道路整備課	措置予定
82		○	維持管理費用の削減に向けた取組みについて 【小阪稲田線用地(旧市営稲田南住宅)】	街路整備課	措置予定
83		○	所管替えの検討について 【旧荒本住宅地区改良事業代替用地】	住宅改良室	検討中
84		○	行政財産の適切な管理について 【荒本住宅単身者棟】	住宅改良室	不措置
85	○		固定資産台帳(公有財産台帳)の修正について 【残地大阪瓢箪山線道路】	資産経営課	措置済み
86		○	普通財産への管理替えや利活用の方針の検討について 【残地意岐部東53号線】	道路整備課	措置済み
87		○	備品の管理ルールの明確化について	出納室	措置予定
88		○	備品の現物実査について	出納室	措置予定

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況一覧(令和3年6月末日現在)

整理 番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和3年6月末日)
89		○	過去の包括外部監査の措置状況について	内部統制推進室	措置済み
90		○	公会計制度への対応について	財政課	措置済み
91	○		財務規則に基づく公有財産の評価について	資産経営課	検討中

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
1	110 144 215 ページ		○	管理責任が不定あるいは不明瞭な状況にある公有財産について	公有財産の総括を行う資産経営課は、管理責任が不定あるいは不明瞭な状況にある公有財産の有無を全庁的に調査・把握する必要がある。そのうえで、必ず公有財産のすべてについて所管課を特定し、適切に管理するよう指導する必要がある。また、その状況を踏まえて、適切に固定資産台帳(公有財産台帳)をメンテナンスする必要がある。	資産経営課	平成28年11月に公有財産の全庁照会を行い、平成29年3月に固定資産台帳(公有財産台帳)が完成しましたが、既に4年が経過しており、情報の正確性に問題があるのは十分認識しております。また、固定資産台帳(公有財産台帳)を管理するシステム(地方公会計標準ソフトウェア)が今年度末で契約切れとなることから、新システムへの移行に合わせて、改めて全ての公有財産に関する調査を行う予定です。その結果を踏まえて固定資産台帳(公有財産台帳)を整備してまいります。	措置予定
2	111 ページ		○	有効活用すべき公有財産について	公有財産の現況を正確に把握したうえで、利活用の方針を個々に定める必要がある。そのうえで、優先順位、つまり活用可能性の高いものから順に利活用に向けた具体的な中長期計画を立案し推進すべきである。	資産経営課	まず、資産経営課が所管する未利用地について順次個別にカルテを作成し、優先順位を定めたいうで既に利活用に向けて動いております。今後は、当課での取組みを進めつつ、全庁への展開を検討してまいります。	措置中
3	113 ページ		○	管理状況が不適切あるいは現況の把握が不十分な公有財産について	公有財産の総括を行う資産経営課は、現況の把握が不適切あるいは不十分な公有財産の有無を全庁的に調査・把握する必要がある。そのうえで、必ず公有財産のすべてについて現況を把握し、管理状況が不適切なものについては適切に管理するよう指導する必要がある。	資産経営課	今後実施する全ての公有財産に関する調査の際は、合わせて現場確認及び管理状況の報告を求めるとし、必要に応じて指導してまいります。	措置予定
4	115 ページ		○	固定資産台帳の登録漏れについて	固定資産台帳(公有財産台帳)の全明細を定期的に所管課に照会のうえ、当該明細に含まれていない管理物件があれば資産経営課に報告するといった方法で登録の網羅性を担保すべきである。	資産経営課	今後、全ての公有財産に関する調査を行う予定ですが、その際は未登録物件についても報告してもらい、順次登録してまいります。	措置予定

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
5	116 ページ		○	公有財産の定期的な現況調査の必要性について	現時点では固定資産台帳(公有財産台帳)の記載内容の正確性に一定の疑問符が付く状況にある。これらの状況の是正のために、まずは現況調査の実施の方針や実施頻度、実施に当たっての注意点等をまとめたマニュアル等を整備したうえで、全庁的な実施を組織的・計画的に行うべきである。その年度中に増減がなかったものについても固定資産台帳(公有財産台帳)の記載内容に間違いがないかどうかの定期的な確認も行うべきである。	資産経営課	今後、全ての公有財産に関する調査を行うことで情報の正確性を保つのはもちろんのこと、調査に合わせて当課が行っている現況調査の方法や注意すべき点などを周知することを検討してまいります。	措置予定
6	117 ページ		○	資産・施設カルテの整備の必要性の検討について	アンケートの結果、公有財産の取得の経緯や当初の取得目的等が不明という回答が散見された。公有財産は市民の共有の財産であることから、未利用の状況にあるからただちに売却あるいは貸付けといった手段を採れないものもある。そのため、公有財産の取得の経緯や当初の取得目的等を含め、現在に至るまでの経緯や現況を資産・施設カルテとして整備している自治体もみられるところである。東大阪市においては、これまではこれらのカルテの整備の必要性は認められなかったことから現状においては策定されていない。しかしながら、依然として有効活用すべき公有財産が多数認められる状況に鑑みると、資産・施設カルテを整備する必要性について再度検討すべきである。	資産経営課	当課の所管する未利用地については、順次カルテを作成のうえ利活用に向けて動いております。今後は全庁への展開を検討してまいります。	措置中
7	117 ページ		○	有効活用すべき公有財産の状況の共有について ①	公有財産の管理の総括を行う資産経営課と、各種の行財政プランを策定し行財政改革を推進する企画室行財政改革課との間で、組織的かつ適時に公有財産の状況を共有し、連携することが重要である。	資産経営課・行財政改革課	【資産経営課・行財政改革課】 同じ部局であることから、今まで以上に未利用や有効活用すべき公有財産の情報共有及び緊密な連携に努めてまいります。	措置予定

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
8	117 ページ		○	有効活用すべき公有財産の状況の共有について②	有効活用すべき公有財産を一覧化したリストの作成が重要となるが、リスト化に当たって参照することになる固定資産台帳(公有財産台帳)について、登録する情報と登録の方法(例えば、現状の固定資産台帳(公有財産台帳)にない情報として、未利用や低利用の情報を入力するための欄やフラグを設けるなど)を改めて整理したうえで、今後の全庁照会の際には未利用あるいは低利用の可否を問う項目を追加するなどの対応を検討する必要がある。	資産経営課	今後実施予定の全庁照会の際に調査票に未利用あるいは低利用の可否を問う項目を追加することを検討しております。その結果を踏まえて固定資産台帳(公有財産台帳)に情報を追加してまいります。	措置予定
9	118 241 249 ページ		○	行政財産か普通財産かどうかの判断基準の明確化について①	普通財産に管理替えることを検討すべき行政財産はないか、資産経営課は改めて類似の状況の有無を全庁的に調査・把握する必要がある。	資産経営課	この度の包括外部監査でのご意見や今後予定している全庁照会の結果を踏まえて、未利用や有効活用すべき行政財産は所管課との協議のうえで公用廃止に向けた検討を進めてまいります。	措置予定
10	118 241 249 ページ		○	行政財産か普通財産かどうかの判断基準の明確化について②	行政財産として維持するか、普通財産へ管理替えるかどうかの判断の誤りがないことを組織的に担保するための仕組み(例えば、所管課が行った判断を資産経営課などの制度所管課がレビューするなど)を検討すべきである。そのためにも、行政財産か普通財産かの判断基準を明確にすることも検討すべきである。	資産経営課	行政財産の公用廃止については当課も合議となるため、その都度確認しております。また、行政財産か普通財産かの判断基準を明確にすることについては、その財産を所有する当初の目的が失われれば、行政目的を果たしていないと一般的には判断できるものの、将来の種地として残しているケースもあり、一概に言えないのも事実であるため困難であると考えております。行政財産の管理は各部等の長が行い、その行政目的の有無を判断するのも同様です。当課としては行政目的を果たしていないと考えられる行政財産の所管課に対して公用廃止及び有効活用を促すことはこれからも行ってまいります。	不措置

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
11	119 ページ		○	行財政改革プランにおける効果額の目標設定について	各種の行財政改革プランにおける公有財産に関する目標設定においては、有効活用すべき対象を具体的に積み上げて目標とすべきである。	行財政改革課	現行の東大阪市行財政改革プラン2020は、令和2年度から令和6年度までの計画であり、計画途中での目標設定の変更はできません。しかし、次回プランの策定時には、実績基準ではなく、可能な限り今後の対象を具体的に積み上げ目標を設定致します。	措置予定
12	119 ページ		○	公有財産の未利用・低利用の定義付の必要性について	各種の行財政改革プランにおいては、「未利用地等の貸付及び売却」が具体的に取り組むべき事項の一つとして列挙されている。しかしながら、現状では「未利用」あるいは「低利用」について明確な定義付けがなされていない。各種の行財政プランを確実に推し進めていくうえでもこれらの定義の明確化を図るべきである。	資産経営課・行財政改革課	【資産経営課・行財政改革課】 未利用あるいは低利用の定義を明確化することは困難であると考えております。もちろん公有財産の全庁照会を行う際には一定の判断基準を設ける必要はあろうかと思いますが、明確化することで対象が限定されてしまう恐れもあることから慎重に検討してまいります。	検討中
13	120 184 186 188 190 192 194 219 ページ		○	道路の行政財産への見直しについての再検討について 【・元引揚者住宅道路・松原一丁目道路敷・近江堂用地・小阪本町一丁目市有地(現況道路)・旧布施公益質屋(道路)・西堤本通西用地・障害者入所施設建設事業用地(道路)】	普通財産とされている道路について認定道路として行政財産に管理替えすることを検討すべきである。併せて所管替えすべきものがないか、関係する部署、具体的には土木部道路管理室道路管理課及び現状の所管課が協力して再点検すべきである。	道路管理課・資産経営課・障害施策推進課	【資産経営課】 この度の監査でご意見をいただいた財産のみならず、現況道路として当課が管理している財産全てについて、順次道路管理課と移管の協議を進めてまいります。(措置予定) 【障害施策推進課】 土木部及び障害施策推進課各自で現地確認を行いました。土地が明確でないため、測量が必要か検討中です。道路管理課へ所管替する場合は、近辺の土地と併せて実施を検討しています。(措置中) 【道路管理課】 道路管理課としては、所管課から引継ぎの依頼があれば、できる限り協力し道路認定しております。(措置中)	措置中

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
14	121 ページ		○	不法占拠等を生じさせないための未然の防護策について	不法占拠等が生じてしまつては、その対処に多くの事務コストが発生し、その解消には実際の事例が示すとおり、かなりの年数と労力を要する。 不法占拠等を生じさせないための未然の防護策が重要であるから、これらの防護策を全庁的に検討のうえ、全庁的に対処する必要がある。	資産経営課	不法占拠等の課題を抱えている所属間での情報共有及び関連部署を交えて対策を協議することも検討してまいります。	措置予定
15	121 ページ		○	公有財産の管理全般に関する規則や統一的な管理マニュアル等の策定の必要性について	未然に事務を誤るリスク等を低減する観点からも、公有財産の管理全般に関する規則や統一的な管理マニュアルやフローチャート等を策定することについて検討すべきである。	資産経営課	まずは公有財産の管理に関するフローチャートを策定し、全庁的に周知してまいります。	措置予定
16	122 ページ		○	固定資産台帳(公有財産台帳)の厳格なメンテナンスとそのため仕組みの整備について	今後固定資産台帳(公有財産台帳)のメンテナンスが組織的かつ持続的に行われるよう、資産経営室資産経営課においては、これまでの慣行に捕らわれることなく、入力業務や調査業務の外部委託など外部の資源を活用することも視野に入れて仕組みを整備する必要がある。また、所管課に対する照会回答の確認時や固定資産台帳(公有財産台帳)の入力時にはダブルチェックを行う体制を構築する必要がある。	資産経営課	固定資産台帳(公有財産台帳)を管理するシステムが刷新されるのに合わせて、台帳整備の外部委託について検討いたします。また、台帳整備に関するダブルチェック体制については実施してまいります。	措置予定
17	122 ページ		○	公有財産の管理の総括を行う資産経営課の人員のさらなる充実の必要性について	資産経営課は改めて自らの組織として人員のさらなる充実の必要性がないか、課題の解消に必要な十分な人員体制であるか再度検討したうえで、必要に応じて人員の補充を人事課に要求することが必要である。	資産経営課	当課としては、組織力の向上により課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。	不措置

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
18	130 ページ	○		工事請負契約書に基づく通知様式の設定の必要性について①【工作物(荒本運動広場塀)】	工事請負契約書第10条では、①現場代理人、②主任技術者(監理技術者)、③専門技術者を設置し発注者に通知することとされているが、専門技術者の通知はされていなかった。	契約課・検査課	【契約課・検査課】 令和3年4月より現場代理人届の様式に専門技術者の欄を新たに設けています。	措置済み
19	130 ページ	○		工事請負契約書に基づく通知様式の設定の必要性について②【工作物(荒本運動広場塀)】	現在使用している通知様式が①現場代理人、②主任技術者、③監理技術者を通知する様式となっており、他の工事案件についても全て同様の様式を利用していることから、専門技術者を通知する方法として、様式を設定すべきである。	契約課・検査課	【契約課・検査課】 令和3年4月より現場代理人届の様式に専門技術者の欄を新たに設けています。	措置済み
20	131 ページ	○		リースによって取得した資産の処理誤りについて①【障害福祉システム機器】	総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」第29項によれば、所有権移転ファイナンス・リースであれば、固定資産計上額はリース料総額の割引現在価値と貸手の購入価額、もしくはリース料総額の割引現在価値と見積現金購入価額の低い方で計上されるべきところ、資産経営課において計上額に関する検討が行われておらず、リース料総額で固定資産台帳(公有財産台帳)に登録されていた。	資産経営課	固定資産台帳(公有財産台帳)の登録にあたっては、本来正確な情報を持ち合わせている所管課において正しく入力された登録シートが当課に提供されるという前提の下で作業を行っております。今後は各課への周知を徹底するとともに、当課においても確認作業に注力いたします。なお、誤って処理されたものについては所管課と計上額について協議しており、協議が済み次第修正いたします。	措置中

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
21	131 ページ	○		リースによって取得した資産の処理誤りについて②【障害福祉システム機器】	本件リース資産は、障害福祉システム機器賃借契約(長期継続契約)によると、賃貸借期間は令和2年3月1日から令和7年2月28日まで(60ヶ月)であり、取得年月日は令和2年3月1日である。しかし、固定資産台帳(公有財産台帳)上、取得年月日は誤って令和元年4月1日で登録されている。減価償却費の計上金額にも影響があるため、正しい取得年月日に修正すべきである。	資産経営課	令和2年度中に正しい取得年月日に修正いたしました。	措置済み
22	135 ページ	○		財産の借り受けに伴う契約書の不存在について【御厨北公園・横小路公園】	借り受けた不動産について、対価が無償であっても、無償であることについて、当事者間の合意があるはずであり、契約で定めておく必要がある。また、事後の紛争を未然に防止する観点からも当事者間の合意の内容は契約書として書面に明確に残しておくべきである。	公園課	契約書のない児童遊園敷地の土地情報の整理、所有者の特定作業を進めております。	措置中
23	136 ページ	○		リース資産と自己資産の登録誤りについて【市立布施小学校プレハブ教室等】	借り受けた不動産の市立布施小学校プレハブ教室等はリース期間が5年間のリース契約により、借り受けている。そのため、本来、リース資産として登録すべきところを誤って自己資産として登録されていた。	資産経営課	令和2年度中に所有関係区分をリース資産に修正いたしました。	措置済み
24	136 ページ	○		借り受けた財産に係る固定資産台帳の整備について①	借受財産に係る固定資産台帳の登録状況が正確ではなく不十分である。固定資産台帳を所管する資産経営課は、借受財産について固定資産台帳の登録及び更新を適時適切に行うとともに、改めて登録が必要な借受財産についての固定資産台帳の登録方法を全庁的に周知する必要がある。	資産経営課	今後実施予定の全庁照会の際に借受財産についても調査をする予定です。その結果を踏まえて固定資産台帳(公有財産台帳)を整備してまいります。	措置予定

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
25	136 ～		○	借り受けた財産に係る固定資産台帳の整備について②	資産経営課は借受財産の現況について、改めて調査を行い、不適切な状況を是正すべきである。すなわち、現在資産登録されていない借受財産は網羅的に固定資産台帳に登録するとともに、契約期間が満了し、返却したものは速やかに固定資産台帳から削除する必要がある。	資産経営課	今後実施予定の全庁照会の際に借受財産についても調査をする予定です。その結果を踏まえて固定資産台帳(公有財産台帳)を整備してまいります。	措置予定
26	138 ～		○	借受期間が長期にわたる有償契約の経済性の比較検証について【石切小学校用地・長瀬駅東・横沼公園】	長期的に借り受けを行う場合にはライフサイクルコストの観点から経済的に有利かどうかを確かめる必要がある。また、社会情勢等の影響を踏まえ、借り受けを行う場合であっても、長期の借受契約を是とした理由を適切に文書化すべきである。	施設整備室・自転車対策課・公園課	<p>【施設整備室】 石切小学校用地の借地について、買収を行った場合に係る費用の試算をし、現在支払っている借地料との比較を行うことで、買収することがライフサイクルコストの観点から必ずしも経済的に有利とはいえないことを確認しました。今後は学校用地の安定的確保という観点も考慮しつつ、借受契約の妥当性を適宜確認してまいります。(措置済み)</p> <p>【自転車対策課】 自転車駐車場は社会情勢(鉄道事業者や民間事業者の参入等)により、利用状況に変化が生じることから借り受けとしております。令和5年度の契約に際して、長期の借受契約を是とした理由を適切に文書化してまいります。(措置予定)</p> <p>【公園課】 監査指摘後、当該土地については当課に所管替える方向を基本とし、借り受け先である本市上下水道局と話を進めております。(措置予定)</p>	措置中

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
27	141 ページ		○	建物の維持管理の必要性について【旧春宮保育所(防災関連倉庫)】	現場視察において、保育所時代のものと思われる柵などのごみが見受けられたことから、所管課が定期的に清掃を行うなど、適切に建物を維持管理すべきである。	政策調整室	現状、倉庫として活用しており、経常的に利用者や職員の立ち入る施設ではありませんが、当室職員が現場へ赴く際は指摘内容を踏まえ、可能な範囲で清掃を行っています。	措置済み
28	141 ページ		○	今後の利活用の方向性の検討について【旧春宮保育所(防災関連倉庫)】	現在、防災関連倉庫として十分に活用できているわけではなく、倉庫としてより有効に利用することも含め、大阪府から現状無償で貸与を受けている底地の今後の取扱いも併せて、今後の利活用の方向性について検討すべきである。	政策調整室	指摘の内容を踏まえ、底地の取扱いを含めた当該施設の利活用について方向性の検討を行います。	措置予定
29	143 ページ		○	所有・権利関係も含めた現況の把握について①【池島自治会倉庫(旧池島分団)】	少なくとも現状の課員は誰も本物件の所有・権利関係を正確に把握しておらず、現場視察も行っていなかった。地元の自治会に貸与しているのかも含めて、本物件の所有・権利関係を早急に把握すべきである。	資産経営課	現地調査を実施のうえ、所有・権利関係を確認してまいります。	措置予定
30	143 ページ		○	所有・権利関係も含めた現況の把握について②【池島自治会倉庫(旧池島分団)】	貸付期間の満了する2か月前までに貸付申請書を東大阪市に提出しなければならないものとされているが、この貸付申請書が提出されておらず、所定の手続を経ていなかった。	資産経営課	今後、地元自治会が継続して借り受ける意向があれば早急に貸付契約を締結し、次回更新時には2か月前までの貸付申請を徹底させます。	措置予定

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
31	143 ページ		○	所有・権利関係も含めた現況の把握について③【池島自治会倉庫(旧池島分団)】	所管課においても現地に赴き、本件建物の管理状況等を把握のうえ、昭和50年に取得したと記載のある建物の現況を確認し、必要な維持管理を行う必要がある。	資産経営課	現地調査を実施し、管理状況等を確認してまいります。維持管理については借受人が行うものと考えております。	措置予定
32	143 ページ		○	今後の利活用の方針について【池島自治会倉庫(旧池島分団)】	現状は所有・権利関係も把握できていないことから、まずは所有・権利関係も含めた現況を把握したうえで、今後の利活用の方針について検討すべきである。	資産経営課	地元自治会と協議のうえで検討してまいります。	措置予定
33	146 ページ		○	今後の利活用の方針について【中部区画整理事業用地(空地87号地)】	当該土地は未利用地ではあるものの、監査人が現場視察して把握したとおり、確かに幅1.5メートル程度の細長い形状の土地であるため、単独での利用は難しいと考えられる。この点について、所管課に追加で質問したところ、現状では今後の方針は何も決まっていないということであった。 いずれにしても、資産経営課は、当該状況を放置することはせず、今後の公有財産の利活用の方針及び計画策定の過程及びその優先順位において順次整理していくことが必要である。	資産経営課	当該財産のカルテを作成し、利活用の方針を協議したうえで対応を進めております。	措置中

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
34	148 ページ		○	今後の利活用の方針について【加納二丁目市有地】	当該土地は未利用地ではあるものの、監査人が現場視察して把握したとおり、確かに幅1メートル程度の細長い形状の土地であるため、単独での利用は難しいと考えられる。この点について、所管課に追加で質問したところ、現状では今後の方針は何も決まっておらず処分や活用は難しいのではないかとのことであった。いずれにしても、資産経営課は、当該状況を放置することはせず、今後の公有財産の利活用の方針及び計画策定の過程及びその優先順位において順次整理していくことが必要である。	資産経営課	当該財産のカルテを作成し、利活用の方針を協議したうえで対応を進めております。	措置中
35	150 ページ		○	安全管理の徹底について【中部区画整理事業用地(空地27号地)】	フェンスの倒壊等による事故や近隣住民との衛生面等でのトラブルの発生を未然に回避するために、フェンスの修繕、取替えといった対応を図り、安全管理を徹底すべきである。	資産経営課	対応策について今後検討してまいります。	措置予定
36	150 ページ		○	売却可能性の検討について【中部区画整理事業用地(空地27号地)】	将来にわたって市としての管理業務負担や維持管理費用を軽減するため、近隣等への当該土地の売却可能性を検討することが望まれる。	資産経営課	当該財産のカルテを作成し、利活用の方針を協議したうえで対応を進めております。	措置中

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
37	153 ～		○	今後の公有財産の利活用について 【中地区消防署建設用地】	今後の公有財産の利活用の検討に当たっては、資産経営課は計画的に、かつ、スピード感をもって取り組むべきである。	資産経営課	本件土地については、一部行政財産として活用し、残った土地を利活用する方針です。については、今年度中に測量等を実施し、市としての方針決定次第早急に利活用に取り組んでまいります。	措置予定
38	155 ～		○	現況確認が不十分であったことについて 【中部区画整理事業用地(空地173号地)】	本件土地について、所管課も具体的な区画を特定することができなかった。他の物件と同様、公有財産の現況の把握が十分ではなく、不適切である。過去の資料等をもとに現場視察を実施して、具体的な区画を特定する必要がある。	資産経営課	現況では隣接地と一体で活用されていることから、聞き取りや現場視察によって具体的な区画を特定してまいります。	措置予定
39	155 ～		○	不動産の権利関係等の事実の把握について 【中部区画整理事業用地(空地173号地)】	東大阪市の市有地が固定資産台帳(公有財産台帳)に登録されないまま、無償で貸付けされていた点についても不適切である。	資産経営課	令和2年度中に固定資産台帳(公有財産台帳)への登録は済ませ、今後は新たに所管課となる所属と協力のうえ、相手方との契約の更新を進めてまいります。	措置中
40	155 ～		○	固定資産台帳(公有財産台帳)の登録について 【中部区画整理事業用地(空地173号地)】	不動産の権利関係等事実の把握を踏まえて、東大阪市が所有する公有財産については固定資産台帳(公有財産台帳)に適切に登録する必要がある。	資産経営課	当該土地については、令和2年度中に固定資産台帳(公有財産台帳)に登録いたしました。	措置済み

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
41	157 ページ		○	今後の利活用の方針について【中部区画整理事業用地(空地107号地)】	<p>監査人が現場視察して把握したとおり、確かに幅0.5メートル程度の細長いびつな形状の土地であることから、単独での利用は難しいと考えられる。この点について、所管課に追加で質問したところ、現状では今後の方針は何も決まっていないということであった。しかしながら、客観的に利活用が難しい状況においても今後維持管理コストが発生することを回避する必要もある。</p> <p>いずれにしても、資産経営課は、当該状況を放置することはせず、今後の公有財産の利活用の方針及び計画策定の過程及びその優先順位において順次整理していくことが必要である。</p>	資産経営課	当該財産のカルテを作成し、利活用の方針を協議したうえで対応を進めております。	措置中
42	159 ページ		○	今後の利活用の方針について【中部区画整理事業用地(空地106号地)】	<p>監査人が現場視察して把握したとおり、確かに幅2メートル程度の細長い形状の土地であることから、単独での利用は難しいと考えられる。この点について、所管課に追加で質問したところ、現状では今後の方針は何も決まっていないということであった。しかしながら、客観的に利活用が難しい状況において今後維持管理コストが発生することを回避する必要もある。</p> <p>いずれにしても、資産経営課は、当該状況を放置することはせず、今後の公有財産の利活用の方針及び計画策定の過程及びその優先順位において順次整理していくことが必要である。</p>	資産経営課	当該財産のカルテを作成し、利活用の方針を協議したうえで対応を進めております。	措置中
43	162 ページ		○	現況確認が不十分であったことについて【英田倉庫(空地169号地残地)】	<p>東大阪市の所有する建物が固定資産台帳(公有財産台帳)に登録されていないことが判明した。公有財産の現況の把握が十分ではなく、不適切である。</p>	資産経営課	当該建物については資料等や現場を確認のうえ、速やかに固定資産台帳(公有財産台帳)に登録いたします。	措置予定

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
44	162 ～ 163	○		固定資産台帳(公有財産台帳)への登録漏れについて【英田倉庫(空地169号地残地)】	土地の上に建設されている倉庫について、実態を把握のうえ、適切に固定資産台帳(公有財産台帳)に登録する必要がある。	資産経営課	当該建物については資料等や現場を確認のうえ、速やかに固定資産台帳(公有財産台帳)に登録いたします。	措置予定
45	163 180 ～ 181	○		倉庫として利用する必要性について①【英田倉庫(空地169号地残地)・中小阪倉庫】	倉庫として利用するというのであれば、まず市として何をどの程度の規模でどの期間保管することが必要なのかの全体的な整理、需要調査をしたうえで利用を認めるべきである。	資産経営課	倉庫はなるべく集約し、利活用を進めていくという考えを持ちつつ、各倉庫の必要性について改めて検討してまいります。	措置予定
46	163 ～ 164	○		倉庫として利用する必要性について②【英田倉庫(空地169号地残地)】	倉庫機能を集約し、倉庫として利用する必要のないものについては、売却や貸付けなどの有効活用をするなど手法について検討すべきであり、本物件は倉庫以外の利活用の方法も積極的に検討すべきである。	資産経営課	将来的には隣接する当課所管地との一体活用の可能性を探ってまいります。	措置予定

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
47	165 シ		○	利活用の方向性について【吉原地区雑種地】	現場視察したところ、四方を民家に囲まれている土地であり、当該土地への入り口は非常用通路として施錠され、侵入できないようにされていた。上記のとおり、当該土地に建てられた民家は老朽化が進んでおり、屋根の一部は崩落している状態であった。 所管課である資産経営課に質問を行ったところ、既に解体に向けて必要な予算措置及び関係課との協議を行っており、次年度早々に着手することであった。 上記のとおり、所管課における問題解決に向けた動きは確認できたが、解体するだけでなく、当該土地について、市としての利活用の方向性を定めるべきである。	資産経営課	既存建物は既に解体し、今後は隣接地所有者に売却を持ちかけることで方向性が定まっております。	措置済み
48	167 シ		○	廃車とした公用車の売却について	一般的には、年式が古くなれば売却価格は下がることから、高く売却できると見込まれるものについては廃車とした以降できるだけ早期に売却すべきであるし、そのための仕組み作りを検討すべきである。	管理課	ご指摘の後、令和3年3月に廃車とした公用車の入札を実施いたしました。今後は、概ね1年に1回を目途に廃車公用車の入札を実施してまいります。	措置済み
49	169 シ		○	現況確認が不十分であったことについて【公共事業用地代替地(道路)】	本件土地について、所管課も具体的な区画を特定することができなかった。他の物件と同様、公有財産の現況の把握が十分ではなく、不適切である。過去の資料等をもとに現場視察を実施して、具体的な区画を特定する必要がある。	資産経営課	隣接地所有者への聞き取りや現場視察、過去の資料等から具体的な区画を特定してまいります。	措置予定

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
50	169 ～	○		現状の権利関係の追認について【公共事業用地代替地(道路)】	現状は通路として利用されている実態がある。したがって、現状の権利関係を正確に把握したうえで、当該権利関係を追認するための行政処分等(例えば、使用許可、貸付け、あるいは通行権の設定等)が必要である。	資産経営課	過去の経過も確認したうえで適切な処理方法を検討してまいります。	措置予定
51	170 ～	○		今後の利活用の方向性の検討について【公共事業用地代替地(道路)】	今後の利活用の方向性について、現状は「未定」ということであるが、現状の権利関係を正確に把握したうえで、今後本件土地をどのようにして有効に利活用を進めていくか、近隣の当該会社等利害関係者の意向も適切に把握したうえで検討する必要がある。	資産経営課	当該財産のカルテを作成し、利活用の方針を協議したうえで対応を進めております。	措置中
52	172 ～	○		今後の利活用の方向性の検討について【元長瀬106号線】	当該土地は未利用地ではあるものの、監査人が現場視察して把握したとおり、認定道路と隣接している用地であることから、単独での利用は難しいと考えられる。この点について、所管課に追加で質問したところ、現状では今後の方針は何も決まっていないということであった。 いずれにしても、資産経営課は、当該状況を放置することはせず、今後の公有財産の利活用の方針及び計画策定の過程及びその優先順位において順次整理していくことが必要である。	資産経営課	当該財産のカルテを作成し、利活用の方針を協議したうえで対応を進めております。	措置中

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
53	174 頁		○	今後の利活用の方向性の検討について 【衣摺廃道敷】	当該土地は未利用地ではあるものの、監査人が現場視察して把握したとおり、住宅に隣接する用地であることから、単独での利用は難しいと考えられる。この点について、所管課に追加で質問したところ、現状では今後の方針は何も決まっていないということであった。 いずれにしても、資産経営課は、当該状況を放置することはせず、今後の公有財産の利活用の方針及び計画策定の過程及びその優先順位において順次整理していく必要がある。	資産経営課	当該財産のカルテを作成し、利活用の方針を協議したうえで対応を進めております。	措置中
54	177 頁		○	今後の活用に向けた検討について 【旧小若江住宅(空地)】	本件土地は学生街の一角にあり、商店街にも近い。しかしながら大通りに接していないことから死角になりやすく、現場視察時にも多くの不法投棄物が認められた。 接道の確保などの課題はあるものの、立地としては悪くなく、比較的まとまった面積もあり、なんらかの活用に向けた具体的な方針を検討し取組みを進めるべきである。	資産経営課	当該財産のカルテを作成し、利活用の方針を協議したうえで対応を進めております。	措置中
55	177 頁		○	不法投棄対策について 【旧小若江住宅(空地)】	所管課も認識しているとおり、後を絶たない不法投棄については、環境部や所轄警察署とより密接に連携のうえ、不法投棄防止カメラの設置等を含む不法投棄対策をより徹底する必要がある。	資産経営課	不法投棄物については既に撤去し、当該地には現在安易に立ち入りが出来ないように簡易的な処置を施しております。今後は関係課の協力のもとバリケードを設置予定です。	措置中
56	180 頁		○	現在の不適切な状況の是正について 【中小阪倉庫】	現状は近隣の老人センターの職員の通行を認めているが、周辺の地図に基づき通行経路の詳細を確かめたところ、民地の一部を通行していることが判明し、当該部分は不法侵入の状況となっている。 民地の一部を通過している点について、早急に通行を止め、通行できないように施錠する必要がある。	管理課	一般の方の通行も確認される中で、近隣への周知方法を含め最善の対応策を検討してまいります。	検討中

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
57	180 ページ		○	今後の利活用の方針の見直しについて【中小阪倉庫】	具体的に倉庫として利用されていない現状について、公有財産の有効活用の観点から早急に対処すべきである。	管理課	当課所管の各倉庫の使用状況や需要について再整理し、当該倉庫については本来の倉庫機能を十分に発揮できるよう進めてまいります。	措置予定
58	182 ページ		○	今後の利活用の方向性の検討について【旧上小阪住宅】	監査人が現場視察して把握したとおり、細長い形状の土地であることから、単独での利用は難しいと考えられる。この点について、所管課に追加で質問したところ、現状では今後の方針は何も決まっていないということであった。しかしながら、客観的に利活用が難しい状況においても今後維持管理コストが発生することを回避する必要もある。 いずれにしても、資産経営課は、当該状況を放置することはせず、今後の公有財産の利活用の方針及び計画策定の過程及びその優先順位において順次整理していく必要がある。	資産経営課	当該財産のカルテを作成し、利活用の方針を協議したうえで対応を進めております。	措置中
59	204 ページ		○	安全性の保持及び不法占拠・不法投棄等の未然防止について【荒本経済駐車場】	当該土地の前面には門があり立ち入りできない状況であったが、側面の一部は60cm程度の塀となっており、立ち入り可能な状況となっている。 安全性を保持し、不法占拠・不法投棄等の問題を未然に防ぐため、容易に立ち入りできないように対策をする必要がある。	産業総務課	当該敷地内に容易に立ち入り等ができないよう、令和3年1月28日に、門の2箇所「関係者以外立ち入り禁止」の張り紙、側面部分には「不法投棄禁止」の張り紙を掲示しました。 その後、定期的に現地確認を行っておりますが、不法投棄等は行われておらず、安全性を保持できております。	措置済み

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
60	206 ページ		○	行政財産の管理替えについて【旧荒本会館】	少なくとも本件土地(地番147)は、旧荒本会館とは明確に区分されており、この土地の上に荒本老人センターが建設されていること、荒本老人センターは行政目的で使用されており、行政財産として登録されていることとの整合性を鑑みれば、本件土地を人権同和調整課と高齢介護課の共有とする理由、土地の一部(現在人権同和調整課が所管しているとされている99 m ² 相当)を普通財産として登録する理由はない。少なくとも本件土地は高齢介護課の所管とし、行政財産として管理替えすべきである。	人権同和調整課	現況では高齢介護課の所管となるため、該当の土地について、人権同和調整課の公有財産台帳から抹消しました。なお、高齢介護課については、引き続き所管の土地として管理を継続いたします。	措置済み
61	207 ページ		○	固定資産台帳(公有財産台帳)上の登録方法や所管する範囲の現状把握について【旧荒本会館】	行政財産として登録されている建物と普通財産として登録されている建物がそれぞれ違う課が所管しており、それらが建設されている土地も市有地である場合の固定資産台帳(公有財産台帳)上の登録方法や所管する範囲について、資産経営課は改めて現状で問題ないか点検するとともに、関係する課に十分に周知する必要がある。	資産経営課	所管課との協議のうえ調整が済んだため、速やかに固定資産台帳(公有財産台帳)を修正いたします。	措置予定
62	211 ページ		○	建物管理の必要性について【旧荒本会館】	今後第三者が立ち入ることができないよう、鍵を取り換えるなどの措置を行うとともに、適切に管理を行う必要がある。	人権同和調整課	令和2年12月に鍵の取替を実施しています。鍵の管理については、人権文化部執務室内の金庫にて保管し、適正な管理に努めています。	措置済み

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
63	211 ページ		○	占有車両等の解消について①【旧荒本会館】	市有地を占有した2台の放置車両(マイクロバス、ワンボックス車)に関しては市として法的措置も視野に入れた行動を取ることが望まれる。	人権同和調整課	放置車両(マイクロバス、ワンボックス車)については、占有者との話し合いの結果、ワンボックス車は、令和3年1月、マイクロバスについては、令和3年5月に退去しています。	措置済み
64	211 ページ		○	占有車両等の解消について②【旧荒本会館】	所有者不明の放置車両1台については、状況の改善及び解消のために、所有者の調査をして適切に対処すべきである。	人権同和調整課	放置車両の所有者の確定のため、令和3年5月7日付車両の登録事項等証明書を取得しました。所有者の法人が名称変更、移転を行っていることから、二度の商業登記簿謄本を取得し、現地調査を行うも、法人の実態を確認できておりません。更なる追跡調査を行うため、再度の商業登記簿謄本の取得に向けて手続き中です。	措置中
65	216 ページ		○	本件土地の現況の是正について【荒本住宅地区改良事業代替用地】	現場視察を行ったところ、本件土地には複数台の車が駐車されていたが、特段貸付けといった手続は踏まれていない。普通財産として分類された公有財産が特段の手続を経ることなく利用されている現況は不適切であり、ただちに是正すべきである。	障害施策推進課	是正に向け、今年度におきましても利用事業者と協議を行っております。	措置中
66	219 ページ		○	今後の公有財産の利活用の方針について【障害者入所施設建設事業用地(道路)】	現状では今後の方針は何も決まっていないということであるが、客観的に利活用が難しい状況においても当該状況のまま放置することは認められない。いずれにしても、現在の所管課である障害施策推進課は、本件土地の現況を把握したうえで、今後の公有財産の利活用の方針を策定する必要がある。	障害施策推進課	今後の利活用の方針について、8月中に現状を確認し、協議を実施予定です。協議によって売却または貸付、境界を明確にし、道路管理課へ所管替を行う予定です。	措置予定

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
67	223 ページ		○	東工場跡地の有効利用の検討について 【東工場跡】	現在、東工場跡地は、大部分が更地となっており、未利用の状態となっている。現在計画されている環境センターについては、平成23年に基本構想を策定し、その後平成28年に基本計画が策定されているが、計画自体は中断したままである。 基本計画の見直しを含め、本件土地の有効利用について早急に検討を進める必要がある。	環境企画課	東工場跡地については、市内の4事業所及び美化推進課を集約した環境センターを建設する構想があります。平成28年度に基本計画を策定したところではありますが、その後予算の問題や公共施設の再整備等で現在計画は中断しております。今後も引き続き本件土地のあり方を含めて全庁的に検討を進めてまいります。	検討中
68	224 ページ		○	固定資産台帳(公有財産台帳)への登録漏れについて 【東工場跡】	東事業所下水道放流施設については、平成22年3月に東大阪市・大東市清掃センターが解散した際、東大阪に移管されているが、固定資産台帳(公有財産台帳)に記載する手続が漏れていた。ただちに、固定資産台帳(公有財産台帳)に本件建物の登録を行うべきである。	資産経営課	所管課との調整が済んだため、令和3年度に固定資産台帳(公有財産台帳)に登録いたしました。	措置済み
69	227 ページ		○	当該土地の位置づけの明確化について 【空地33号地】	当該土地について外観からも、市のウェブサイトなどで公表されているデータからも、どういった用途で活用されている土地なのかを市民として知ることができない。平時には不法投棄物の仮置き場、災害時には災害廃棄物の仮置き場候補であるならば、これらの位置づけを今後作成予定の東大阪市災害廃棄物処理計画等において明確に謳うべきである。	美化推進課	令和3年3月東大阪市災害廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物の仮置き場候補地として選定しました。	措置済み
70	227 ページ		○	行財財産への管理替えについて 【空地33号地】	現在の用途あるいは今後の利活用の方針として平時には不法投棄物の仮置き場、災害時には災害廃棄物の仮置き場候補とするならば、普通財産に分類しておく理由はなく、行政財産に管理替えすべきである。	美化推進課	令和3年6月普通財産から行政財産へ変更しました。	措置済み

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
71	229 ページ		○	不法占拠の解消について【宝町市有地】	<p>本件土地は、枚岡新中央線道路拡幅工事により立ち退きが必要となった住民に対して居住及び事業の用に供するために貸付けを行っていたものであるが、平成27年2月12日に立ち退きにより建物が取り壊されて更地となっていたものである。平成31年3月に一般競争入札を行い、現在は駐車場用地として賃貸されているが、隣地との境界未確定の問題があり、市の所有である本件土地の一部に不法占拠の状態が存在している。なお、隣地所有者も不法占拠の状態を認識しており、今後解消していく旨の意思を示しているものの、本件土地と周辺地の土地の境界が一部未確定といった事情から既存の権利関係への影響を考慮し未だ手付かずとなっている。所管課は、相手方に不法占拠部分の買取りを求めており、今後も継続して交渉を続けていくとのことである。</p> <p>現状貸付中で現に具体的な係争には至っていないとも、市有財産の不法占拠を解消する責務は市にある。確実に、当該状況を是正し、解決を図る必要がある。</p>	資産経営課	<p>これまで本件の解決に向けて隣接地所有者と協議は行っておりましたが、より具体的に進展するよう尽力してまいります。</p>	措置予定
72	232 ページ		○	自動更新条項の付与について【石切駅前店舗】	<p>本件建物に関する賃貸借契約に自動更新条項があったことが、昭和39年10月1日より現在に至るまで契約が継続している要因の一つである。また、契約解除条項も規定されていないため、東大阪市としては、現在の借主が契約継続の意思を示す限りは、賃貸借契約が継続してしまい、本件建物の取り壊しや、現在転貸している底地の返還について、東大阪市の意向にしたがって進められない硬直的な状況に陥ってしまっている。</p> <p>本件を教訓とし、公有財産の貸付けに当たって、原則として自動更新条項は設けるべきではない。また、公有財産の貸付けは、より有利な方法で活用できるようになるまでの一時的な措置であることから、東大阪市が機動的に当該財産を活用できるよう、契約解除条項を設けるべきである。</p>	資産経営課	<p>現在は当課の新規貸付において自動更新条項は設けておらず、他部署の契約においても合議の際に見受けられた場合は必ず指摘しております。また、既存契約においても順次期間を定めるよう改めております。一方で契約解除条項については、現在でも契約によっては設けられており、一律で適用するというよりは相手方の利用目的に応じて対応してまいります。</p>	措置中

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
73	235 ページ	○		固定資産台帳(公有財産台帳)の修正について【旧大阪ホールセール】	建物部分の取り壊しが行われてから、本報告書を作成している令和3年1月時点で少なくとも2年以上経過しているにも関わらず、公有資産台帳(固定資産台帳)上では当該建物の除却処理が行われていなかった。正しく固定資産台帳(公有財産台帳)を修正すべきである。	資産経営課	令和2年度中に固定資産台帳(公有財産台帳)において、当該建物の除却処理の修正を行いました。	措置済み
74	240 ページ	○		土地の区画の整理について①【荒本老人センター(旧荒本会館)】	東大阪市立荒本老人センターの所管課である高齢介護課と旧荒本会館の所管課である人権同和調整課の所管する土地の区画について、両課の間で明確な共通認識を持つべきである。	高齢介護課・人権同和調整課	【高齢介護課】 令和3年6月7日に人権同和調整課と協議を行い、土地の現況を踏まえ、両課の所管する土地について、確認済みです。(措置済み) 【人権同和調整課】 令和3年6月7日に高齢介護課と協議を行い、土地の現況を踏まえ、両課の所管する土地について、確認しています。(措置済み)	措置済み
75	240 ページ	○		土地の区画の整理について②【荒本老人センター(旧荒本会館)】	旧荒本会館部分については、現在未利用となっており、行政財産としての使用目的を失っているため、普通財産への管理替えを検討するべきである。	高齢介護課	当該土地は、当課で管理している公有財産台帳上、所有しておりません。資産経営課の固定資産台帳(公有財産台帳)データを修正していただくよう協議中です。	措置中

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
76	243 ページ	○		固定資産台帳(公有財産台帳)の修正について【旧青少年女性センター】	合筆されたことが判明したが、固定資産台帳(公有財産台帳)上合筆前の状況で登録されたままであった。ただし、固定資産台帳(公有財産台帳)を現況に合わせて正しく修正すべきである。	資産経営課	令和2年度中に固定資産台帳(公有財産台帳)を修正いたしました。	措置済み
77	245 ページ	○		市有地の管理状況の是正について【(旧)大蓮東小学校敷地】	市有地に住民の私物が恒常的に置かれている状態であり、不適切な管理状況である。所管課は、住民と協議をし、不適切な状況を是正すべきである。	保育課	現時点において是正はされておりませんが、指摘状況の改善をするために、今後住民との協議を行ってまいります。	措置予定
78	248 ページ	○		普通財産への管理替えや利活用の方針の検討について【加納地内診療所用地】	長年にわたり行政目的を果たせていないものについて未利用の状況のまま行政財産として放置すべきではない。所管課は、普通財産に管理替えること、今後の利活用の方針について、売却や貸付けあるいは寄附者への返還なども含めて多角的に検討すべきである。	地域健康企画課	寄付者及び管轄医師会等と当該地の利活用方針の策定に向けた協議を行うための詳細な過去経過の確認や資料作成に努めております。	検討中
79	249 ページ	○		固定資産台帳(公有財産台帳)への登録漏れについて【加納地内診療所用地】	本件土地については早急に固定資産台帳(公有財産台帳)に登録する必要がある。	資産経営課	改めて固定資産台帳(公有財産台帳)を確認いたしましたが、既に登録されておりました。	不措置

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
80	250 ページ		○	フェンスの修繕の必要性について【加納地内診療所用地】	当該土地の前面にはフェンスがあり立ち入りできない状況であったが、一部フェンスに穴が開いており、立ち入り可能な状況となっている。 安全性を保持し、不法占拠・不法投棄等の問題を未然に防ぐため、所管課は容易に立ち入りできないようにフェンスを適切に修繕する必要がある。	地域健康企画課	当該地に容易に立ち入りできないように令和3年3月11日にフェンスの破れ箇所の補修を行いました。	措置済み
81	253 ページ		○	普通財産への管理替えや利活用の方針の検討について【残地長瀬北16号線代替地・残地長瀬北16号線】	明確な行政目的を失ったものについて未利用の状況のまま行政財産として放置すべきではない。所管課は、普通財産に管理替えることや、今後の利活用の方針について、土地を分筆して部分的に売却することなども含めて改めて多角的に検討すべきである。	道路整備課	本件は関係部署と協議し、平成26年度から売却に向けて進めています。しかし、売却に必要な境界の確定が、隣接者の承諾が得れないことから売却が難航しています。引き続き隣接者との協議を行い、部分的売却も含め検討してまいります。	措置予定
82	255 ページ		○	維持管理費用の削減に向けた取組みについて【小阪稲田線用地(旧市営稲田南住宅)】	都市計画道路のように事業期間が長期にわたるものについては、維持管理費用の発生を抑えるための未然の取組みが重要である。	街路整備課	平成22年8月31日に住宅政策課より、旧市営稲田南住宅の売却に伴い用地の引継ぎを行っており、その際に管理用フェンス及び舗装は施工されています。それ以来約12年間、近隣からの苦情等による除草等の作業や費用負担の実績はありません。しかし、外部監査で指摘があるように敷地境界付近より、つる性の草が繁茂しているため、その根を枯らすために除草剤の散布等を検討中です。	措置予定

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
83	270 ページ		○	所管替えの検討について【旧荒本住宅地区改良事業代替用地】	本件土地に関して適切に維持管理する観点からも、また、東大阪市事務分掌規則によれば、道路の所掌は土木部道路管理室道路管理課が担っていることから同課に所管替えすることを検討すべきである。	住宅改良室	当該用地は市道と一団を形成していますが、市道としての認定基準に適合していないため、住宅改良事業用地として管理しています。しかし、住宅改良室が所管する事業用地として利用する見込みがないことから、市道として認定または管理する方向で道路管理課と協議を進めていきます。	検討中
84	273 ページ		○	行政財産の適切な管理について【荒本住宅単身者棟】	現在行政財産と区分されているが、現状は単身者向けの住宅棟としての用途は廃止されている。今後建替計画の内容が明らかになるまでの間においても、市民に危害を加えないよう適切に管理することが必要である。	住宅改良室	当該施設については、同一敷地内の他の住棟の住民が移転するまでの間は、現在の状態で維持管理の方針としており、入居住民等に危害を与えないように既にフェンスで囲い、外部から人の侵入が出来ないように施されています。また、平時から指定管理者による状態管理がされていることから、現状の管理手法で対応できているものと考えています。	不措置
85	276 ページ		○	固定資産台帳(公有財産台帳)の修正について【残地大阪瓢箪山線道路】	本件土地は固定資産台帳(公有財産台帳)上、行政財産として登録されていたことから、行政財産として全庁アンケートを実施したところ、所管課の認識としては普通財産であるところ、誤って行政財産として登録されていたことが判明した。現状の利用の実態に基づき、普通財産に登録を改めるべきである。	資産経営課	令和2年度中に固定資産台帳(公有財産台帳)において、普通財産に改めました。	措置済み
86	2782 09 ページ		○	普通財産への管理替えや利活用の方針の検討について【残地意岐部東53号線】	明確な行政目的を失ったものについて行政財産として放置すべきではない。所管課は、普通財産に管理替えすることや、今後の利活用の方針について、改めて売却や貸付けなども含めて多角的に検討すべきである。	道路整備課	本件は、地元自治会のスポーツ広場として特定の自治会に対して使用できる状態でありましたが、令和3年4月1日に自治会と合意のもと、入り口の門扉を撤去し、誰もが使用できるように改善を行いました。また、特定の自治会に対しての使用許可も今年度から行っておりません。	措置済み

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
87	289 ページ		○	備品の管理ルールの明確化について	備品の管理方法を具体的に定めた備品取扱要領を作成することを検討することも含めて、備品の管理ルールを明確に定める必要がある。また、備品台帳を固定資産台帳(公有財産台帳)とは別に運用していくのであれば、備品台帳の位置づけを明確にするとともに、備品台帳の登録ルールや適切に維持・整備するためのルールも作成する必要がある。	出納室	備品の管理ルールについて、各所属における物品管理者の設定、定期的な備品保管状況調査の実施、物品管理台帳や物品受払簿の活用について明記した条項を設ける等、本市財務規則の改正を実施する予定です。	措置予定
88	289 ページ		○	備品の現物実査について	備品の管理方法を具体的に定めるにあたって、備品の現物実査に基づく調査を行うべきことを明確に定め、定期的に備品の実査を行うべきである。また、当該調査は実際に現物の実査が行われたことを出納室が事後的にチェック・検証することができるような形式で行われる必要がある。	出納室	令和3年度中に、備品保管状況調査を実施する予定です。各所属に備品リストを配布し、現物照合をさせた結果を出納室へ報告させる手法を考えております。	措置予定
89	291 ページ		○	過去の包括外部監査の措置状況について	今後の包括外部監査の結果に対しては、適時かつ確実な措置が行われ、指摘が全庁的に活用されるよう、仕組みを整備し運用される必要がある。	内部統制推進室	平成29年度分以降、包括外部監査の結果(本市では意見を含む。)に係る措置状況については、継続してモニタリングを行っており、今年度においても平成29年度分は3回目、平成30年度及び令和元年度分は2回目を現在調査中です。さらに、平成29年度分以降は「措置済み」となるまでのスケジュールを回答させるとともに、令和元年度分以降はそれまでできていなかった監査実施翌年度にモニタリング結果を公表するなど、所管課が包括外部監査の結果(意見を含む。)に真摯に取り組むことが必要であることを意識付けるよう取り組んでおります。こうした点につきましては、今後も改善を図りながら、市として継続してまいります。	措置済み

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和3年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和3年6月末日)	措置の状況(令和3年6月末日)
90	291 ページ		○	公会計制度への対応について	本来財務諸表の承認後可能な限り速やかに公表すべきであったし、今後そのように対処すべきである。	財政課	令和元年度の財務諸表より、決裁承認後に、可能な限り速やかな公表を行っております。	措置済み
91	292 ページ		○	財務規則に基づく公有財産の評価について	公有財産台帳に登録すべき価格については、東大阪市財務規則上3年ごとに、その年の3月31日の現況について、別に定めるところにより、これを評価しなければならないとされている(東大阪市財務規則第141条第3項)。 平成28年度において公会計制度の対応の過程で評価されて以降令和2年度の現在に至るまで一度も評価が行われておらず、財務規則に違反している。	資産経営課	固定資産台帳のシステム移行に合わせて対応を検討してまいります。	検討中